

調達仕様書

令和 2 年 8 月 19 日

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

「令和2年度 廃炉等積立金調査に係る支援等業務」

1. 調査目的

本調査は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）が、取り戻された廃炉等積立金の使用状況その他の事項について確認し、その適正を期し、及びその改善を促すことにより、廃炉等実施認定事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「東電HD」という。）による適正かつ着実な廃炉等の実施の確保を目的とする。

機構は、令和2年度における東電HDによる廃炉等積立金の使用状況その他の事項を対象として調査を実施する。

上述の目的を踏まえ、①取り戻された廃炉等積立金の額に相当する金額の使用状況及びその報告に関する事項、②廃炉等積立金の取戻しに関する計画（以下「取戻し計画」という。）と廃炉等積立金の使用実績との差額（以下「予実差」という。）の分析その他の管理に関する事項について、調査を行うものとする。

こうした調査業務は、外部専門家を調査実施者として選定するなど、必要な支援を受けながら実施していくことが有効であることから、支援業務を発注することとする。

2. 調査期間

令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

※調査計画の作成期間：契約締結日から令和2年9月30日まで

※契約期間：契約締結日（9月中旬想定）から令和3年3月31日まで

※成果報告書は令和3年3月23日までに提出する。

（参考）調査を実施する為に必要な東電HD訪問日数（予定）

対象	令和2年4月～令和3年2月までの使用実績
実施時期	10月～3月頃
訪問日数の目安	18日程度 日数内訳（想定） 東電HD本店への訪問：16日 福島第一原子力発電所への訪問：2日（訪問日について、東電HDと要相談）
訪問内容	「積立金の使用状況及びその報告」及び「予実差の分析等の予算管理」に係る事項について、実査、確認、質問、閲覧等の手続きにより確認。
訪問人数	外部専門家2～3名／日＋機構職員

※上述の他に進捗確認の定例会を月2回程度開催すること。

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、東電HD本店及び福島第一原子力発電所への訪問は、Web会議システムを活用したリモートによる方法に代わる場合がある。

3. 調査手続

- (1) 実査、立会、確認、質問、視察、閲覧、観察（会議陪席等）、証憑突合、帳簿突合、計算突合、勘定分析、分析的手続等
- (2) 調査手続は、組み合わせることにより効果的に、試査を原則とすることにより効率的に実施するよう努める。

4. 調査内容

(1) 「調査実施者」としての業務

受託者は、機構職員とともに、廃炉等積立金調査基本方針第8条第3項に基づき選定された「調査実施者」として、調査実施責任者を補佐するため、試査を原則として、主に以下の調査を行うこととする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況も踏まえて、より効果的な試査を原則とした調査を行う。

- ① 取り戻された廃炉等積立金の額に相当する金額の使用状況及びその報告に関する事項
 - 原価低減への取り組みに係る調査（カイゼン活動の取組等のコスト削減の実績についての確認）
 - 東電 HD の内規等に基づく契約締結手続き等の内部統制の機能状況に係る調査
 - 取戻し計画の履行状況に関する報告に係る調査
- ② 取戻し計画と廃炉等積立金の使用実績との予実差の分析その他の管理に関する事項
 - 予実差の発生原因の傾向分析や対応策の妥当性の検証等、重要な予実差異が把握及び分析されていることを確認
- ③ その他重点事項
 - 東電 HD 福島第一廃炉推進カンパニーの組織改編に伴う内部統制システムの機能状況に係る調査（内部統制の整備状況の再把握、確認含む）

(2) 廃炉等積立金調査に関する助言その他の支援

廃炉等積立金調査基本方針に基づき機構（調査実施責任者を含む。）が実施する業務等に関して、主に以下の業務を行うこととする。

- ① 廃炉等積立金調査基本方針第8条第1項の規定に基づき調査実施責任者が行う体制の整備に関する事項の検討に係る助言その他の支援
- ② 廃炉等積立金調査基本方針第9条の規定に基づき機構が作成する調査調書の検討に係る助言その他の支援
- ③ 廃炉等積立金調査基本方針第14条の規定に基づき機構が作成する調査報告書の

検討に係る助言その他の支援

- ④ 廃炉等積立金調査基本方針第 16 条の規定に基づき機構が行う改善対応策の実施要請に係る助言その他の支援
- ⑤ その他調査の実施に必要な支援

5. 成果物の提出

提出書類	提出・実施時期	備考
(1) 調査計画の修正案	機構から調査計画の案の提示後、令和 2 年 9 月 23 日までに提出すること。	調査実施者として、機構が作成する調査計画の作成を支援する。
(2) 調査調書	当月に行った調査の結果等に関する事項をその翌月 10 日までに作成し、提出すること。ただし、3 月分については、令和 3 月 23 日まで提出すること。 (10 月から 3 月までに期間について、計 6 回提出すること。)	機構職員と内容を協議した上、作成及び提出すること。PDF の電子データ及び 1 部を製本し提出すること。
(3) 中間報告書 (仮称) の案	令和 3 年 2 月末まで	廃炉等積立金調査基本方針第 14 条第 1 項に規定されている調査報告書の作成に資するため、10 月から 2 月までの調査結果を機構から提示する調査報告書のフォーマット案に基づき、中間報告という形で取りまとめ、その案を機構に提出する。
(4) 成果報告書	令和 3 年 3 月 23 日	4. の調査内容を記載し、PDF の電子ファイルと印刷物を提出する。印刷物の部数は 10 部とする。なお、印刷物は、製本すること。

なお、本業務で得られた知的財産権の一切は、機構に帰属するものとする。(受託者は機構の承諾を得ないで著作権人格権の行使は行わない)

6. その他

- ・本調査を実施するに当たり、令和元年度までの調査実績について令和元年度受託者より引継ぎを受けること。また、令和2年度の調査実績について、令和3年度の受託者へ引継ぎを実施すること。ただし、事業者が同一の場合はこの限りでない。
- ・本調査を実施するに当たり、適切な情報管理体制を確保すること。また、機構が指定する情報管理体制に係る書面に記載されている情報取扱者以外の者が、本調査の実施に際して得られた情報に接することがないように情報セキュリティを確保すること。
- ・本調査を実施する上で、有効な提案がある場合は、契約金額の範囲内で、適宜機構に対して、提案を行うこと。